

平成18年第13回県教育委員会会議

教 育 長 報 告

1 報告事項

「沖縄県教育委員会懲戒処分の基準」の見直しについて

2 事項の説明

(概 要)

公務員による飲酒運転事故が全国各地で相次ぐ中、懲戒処分の基準を厳罰化する地方公共団体が増加している。

本県においても、平成18年8月25日に伊平屋村で発生した教職員による飲酒運転での死亡事故を受け、飲酒運転に係る懲戒処分の厳罰化等、より厳しい対応が求められている。

このような状況の中、県民の教育に対する信頼回復を図るとともに、指導的立場にある教職員の綱紀肅正、服務規律の確保を徹底するため、次のとおり懲戒処分の基準の見直しを行う。

(1) 酒酔い運転について

現行の「免職又は停職」を厳罰化の方向で検討

(2) 酒気帯び運転について

現行の「停職又は減給」を厳罰化の方向で検討

(3) 飲酒運転を教唆又は帮助した者について(新設)

飲酒運転に対する教職員の意識を高めるため、教唆、帮助についての処分規定を明文化する。

3 上記2について、関係機関・団体と調整を進めているところである。